

別表3

1. 判定料金

(税込、単位:円)

建築物の用途	評価対象面積	標準入力法	モデル建物法
学校 ホテル 病院 集会場 老人福祉施設 店舗 等	500 m ² 以内	165,000	88,000
	500 超 ~ 1,000 m ²	220,000	110,000
	1,000 超 ~ 2,000 m ²	330,000	165,000
	2,000 超 ~ 4,000 m ²	352,000	187,000
	4,000 超 ~ 6,000 m ²	440,000	275,000
	6,000 超 ~ 10,000 m ²	550,000	330,000
	10,000 超 ~ 20,000 m ²	660,000	385,000
	20,000 超 ~ 50,000 m ²	770,000	440,000
	50,000 超 ~ 100,000 m ²	935,000	550,000
工場 倉庫 等	500 m ² 以内	88,000	44,000
	500 超 ~ 1,000 m ²	110,000	55,000
	1,000 超 ~ 2,000 m ²	176,000	88,000
	2,000 超 ~ 4,000 m ²	203,500	110,000
	4,000 超 ~ 6,000 m ²	286,000	165,000
	6,000 超 ~ 10,000 m ²	330,000	187,000
	10,000 超 ~ 20,000 m ²	385,000	220,000
	20,000 超 ~ 50,000 m ²	418,000	264,000
	50,000 超 ~ 100,000 m ²	550,000	330,000
上記以外	500 m ² 以内	121,000	66,000
	500 超 ~ 1,000 m ²	165,000	88,000
	1,000 超 ~ 2,000 m ²	198,000	110,000
	2,000 超 ~ 4,000 m ²	220,000	165,000
	4,000 超 ~ 6,000 m ²	286,000	198,000
	6,000 超 ~ 10,000 m ²	385,000	242,000
	10,000 超 ~ 20,000 m ²	440,000	286,000
	20,000 超 ~ 50,000 m ²	528,000	352,000
	50,000 超 ~ 100,000 m ²	660,000	429,000

(1) 評価対象面積が 100,000 m²を超える場合は、別途見積とする。

(2) 判定料金は、次に掲げる場合に減額することが出来るものとする。

- ① 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請を行うとき。

- ② 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
 - ③ あらかじめ当機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行ったとき。
 - ④ あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。
- (3) 判定料金は、複合建築物、複数棟その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。
- (4) 住宅との複合建築物において建築物省エネ法第15条第3項に基づく所管行政庁への届出物件に該当する場合、追加手数料として11,000円(税込)を加算する。
- (5) モデル建物法において複数の用途による算定結果判定の場合には、最も大きな面積の用途を基準とし以下の算出式による料金を加算するものとする。
- $$\boxed{(\text{基準用途の判定料金} \times 20\% \times (\text{用途数} - 1))}$$
- (6) 建築物の全てが計算対象外の場合、上記金額表によらず33,000円(税込)の手数料とする。

2. 計画の変更判定料金

- (1) 計画変更は、1. 判定料金と同じとする。
- (2) 軽微変更該当証明書の交付を必要とする変更(軽微変更ルートC)を行う場合は、変更に係る対象床面積を基準に算出される判定料金の2分の1とする。